

改正

平成13年3月23日規則第1号

平成16年3月31日規則第12号

平成18年3月31日規則第10号

平成19年3月30日規則第12号

平成21年3月26日規則第1号

越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則

越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則（昭和36年規則第5号）の全部を次のように改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、越谷・松伏水道企業団給水条例（昭和36年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第2条 条例第5条の給水装置の新設、改造、修繕又は撤去工事の申込書は、給水装置工事申込書（第1号様式）により行うものとする。

（給水装置使用材料の証明）

第3条 企業長は、条例第7条第2項に定める設計審査、立会検査又は工事検査において、同条第1項に規定する指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

（給水管及び給水用具の使用材料）

第4条 越谷・松伏水道企業団（以下「企業団」という。）の給水区域における給水装置工事の使用材料は、政令第5条に適合し、かつ次の各号のいずれかに該当する材料とする。

- （1）工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で当該特別な表示が付されたもの

(4) 防寒防護施設費

(給水契約の申込)

第8条 条例第12条に規定する給水契約の申込は、給水契約申込書（第2号様式）により行うものとする。

(分担金減免適用範囲)

第9条 条例第5条の2第2項ただし書に規定する企業長が減免する分担金は、次のとおりとし、減額又は免除の申請は加入者分担金減免申請書（第3号様式）により行うものとする。

- (1) 企業長が自治会等の地域自治活動団体が使用する集会施設と認めた場合は、当該集会施設の給水申込みをした量水器の口径に対応する分担金の額の100分の50に相当する額を減額する。
- (2) 土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条から第3条の4に規定する施行者が行う土地区画整理事業をいう。）に伴う家屋移転をする場合は、当該家屋の移転前に使用していた量水器の口径に対応する分担金の額を免除する。

(給水装置の所有者の代理人)

第10条 条例第13条に規定する代理人の届出は、給水装置の所有者の代理人届（第4号様式）により行うものとする。

(管理人の選定)

第11条 条例第14条に規定する管理人選定の届出は、管理人届（第5号様式）により行うものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第12条 条例第17条に規定する届出の様式は、次のとおりとする。

- (1) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。 第5号様式
- (2) 水道の使用をやめるとき。 第6号様式
- (3) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。 第7号様式
- (4) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。 第8号様式
- (5) 給水装置の所有者に変更があったとき。 第9号様式
- (6) 消防用として水道を使用したとき。 第10号様式

(給水装置工事の変更、取消)

第13条 給水装置工事の申込みをした者が、その内容を変更し又は工事の取消をしようとするときは、事前に届出なければならない。

(支分引用)

第14条 他人の給水管から支分引用を受けようとする者は、当該給水管の所有者の承諾書を添付しなければならない。

2 支分引用を受けようとする者は、新たに止水栓を設けなければならない。

(支分引用の改造等)

第15条 支分引用者のある給水管の所有者が当該給水管の改造又は撤去の工事の申込みをしようとするときは、支分引用者の承諾を受けなければならない。

第3章 給水

(章標)

第16条 水道使用者の門戸には、企業団の定める章標を掲げなければならない。

(水道メーターの損害額の算出方法)

第17条 水道メーターを亡失又は毀損した場合の弁償額は、新品購入価額とする。

第4章 料金及び手数料

(定例日)

第18条 条例第23条に規定する定例日は、次のとおりとする。

(1) 水道メーターの設置あるもの 毎月1日から28日までの間

(2) 前号の定例日を変更した場合の料金は、メーター検針日現在の使用水量により算定する。

(料金の精算)

第19条 水道料金の調定後において、当該使用水量の算定基準に異動があった場合は、次回分の料金で精算する。

(使用水量の認定)

第20条 条例第24条第2項の規定による使用水量の認定は、前3か月間における使用水量その他をしんしゃくして算定する。

(料金等の軽減又は免除)

第21条 条例第29条の規定による料金等の軽減又は免除の申請は、水道料金減免申請書(第11号様式)により行うものとする。

(料金債権の放棄)

第21条の2 条例第29条の2の規定に基づき、企業長は、民法(明治29年法律第89号)第173条第1号に規定する消滅時効が完成した料金の債権について、当該完成の日から3年を経過したときは、これを放棄することができる。

2 企業長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、料金の債権を放

棄することができる。

- (1) 債務者が死亡し、当該料金債務を相続する者がいないとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条その他の法令の規定により、債務者が当該料金債権につきその責任を免れたとき。

第5章 管理

（給水装置の基準違反に対する措置）

第22条 条例第31条の規定による給水停止は、給水停止通知書（第12号様式）により行うものとする。

- 2 条例第31条第2項のただし書の規定による確認は、同項本文による給水停止の通知又は執行を受けた者の申請に基づき行うものとする。

（給水の停止）

第23条 条例第32条の規定による給水停止は、給水停止執行状（第13号様式）により行うものとする。

第6章 補則

第24条 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により企業長に対しされている申請、届出その他の行為（次項の申込み及び第4項の申請を除く。）は、改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定に基づいて企業長に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

（適用区分）

- 3 この規則による新規則第3条、第4条及び第5条の規定は、平成10年4月1日以降に申込みのあった給水装置工事に係る使用材料について適用し、同日前の申込みに係る使用材料については、なお、従前の例による。
- 4 この規則による新規則第9条の規定は、平成10年10月1日以降の申請に係る分担金から適用し、同日前の申請に係る分担金は、なお、従前の例による。

附 則（平成13年3月23日規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第12号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第10条関係）

第5号様式（第11条・第12条関係）

第6号様式（第12条関係）

第7号様式（第12条関係）

第8号様式（第12条関係）

第9号様式（第12条関係）

第10号様式（第12条関係）

第11号様式（第21条関係）

第12号様式（第22条関係）

第13号様式（第23条関係）